

2020 年 11 月 1 日 NO.298	京浜ユニオン ニュース	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0051 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン
------------------------------	------------------------	---

10 月 15 日東京互光第 3 回団交(報告)

会議の冒頭に組合から会社に、今後も、始末書提出を迫る動きが続くようなら、東京都労働委員会に組合員差別の不当労働行為で訴える準備に入ると警告した。

前回宿題の「日報の提出」は他の人も出していることがわかったので合意した。「最初と最後に写メールをおくれ」は必要性がわからないので保留。就業規則の表記もれは、会社が東京都に必要性を確認することで次回返事するとのこと。契約書への記入について細かな仕事内容を記入して提出することになった。私物のパソコンを会社業務で使用した使用料清算については、細かなやり取りがつづき、遅々として進まず。就業規則の閲覧は「直属上司にもうしこめば可能」との返事で、団交後の数日後に閲覧した。次回団交は 11 月の 9 日の週で。

労基法との差額支給を求めて

派遣会社アスパークは 2020 年 4 月に、3 カ月以上の待機者を休業者リストに置いて、月手取り 5 万円程度の労基法の 60%補償(実質 39%)で労働者の生活を追い込み、自己退社に追い込もうとした。一度は組合の抗議もあってか 100%を支給してきたが、この 9 月から、再び経営悪化を理由に労基法の 60%補償(実質 39%)をおしつけてきた。

組合員の土田さんは、100%の休業補償をもとめて裁判闘争に打ってでた。

第 1 回 裁判 10 月 29 日 午前 11 時 東京簡易裁判所

この日は書面の提出だけでした。

2020 年 4 月 27 日以降、会社は土田さんを休業にし、働かせる事を拒否しており、土田さんが、派遣先で仕事ができないのは会社の責任です。会社の責めに帰すべき事情なので、民法 538 条第 2 項により、賃金の減額はゆるされない。差額を支払えという裁判です。(代理人は東京南部法律事務所堀弁護士)

高麗の歴史を巡る旅（雨天で今月に延期）

高麗(こま)の巾着田は、9月の彼岸の頃に咲く500万本の赤い曼殊沙華群生地です。今年にはコロナの影響で見ることができませんが、高麗は関東平野の西部に位置し、清流高麗川が流れる緑豊かなまちです。関東100名山の日和田山(305m)も近くにあります。

奈良時代の716年に高句麗からの渡来人が駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野の7ヵ国1799人が埼玉県日高市、飯能市を中心とする地域に移り高麗郡を置きました。

ゆかりの高麗王若光を祀った高麗神社、聖天院、その子孫が住んだ東日本最古級民家の高麗住宅、その他、縄文時代中期(約4500年前)の竪穴住居、高麗民族資料館、高麗郷古民家を見学します。

時間の取れる方は、秋の1日を一緒に散策しましょう！

雨天中止 マスク着用よろしく。

11月15日(日) 午前9時 西武池袋線 改札口(地下1階)
場所 西武池袋線 高麗駅下車 現地集合の場合は10時で。

11月のスケジュール

- 5日(木)例会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 19日(木)運営委員会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 24日(火)機関紙 午後 3:00 西蒲田事務所
- 25日(水)機関紙 午後 3:00 西蒲田事務所
- 26日(木)機関紙 午後 3:00 西蒲田事務所
- 27日(金)機関紙発送 午後 3:00 西蒲田事務所

12月のスケジュール

- 3日(木)例会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 17日(木)運営委員会 午後 6:30 西蒲田事務所

東京地裁の労働者無視不当判決を許さない！！

10月1日に日本通運の労働契約法18条・無期転換逃れ雇止めの判決があり、裁判の始まる前に正門前で50名が結集し公平、公正な判決を求める宣伝行動を行いました。

コロナで傍聴は人数制限があり、多数の支援者が控室で固唾をのんで裁判の行方を見守りました。裁判が始まるやいなや裁判官が原告側の主張を何れも棄却と具体的な内容にも触れずあつという間の判決でした。真面目に派遣時も含め7年4ヶ月働いてきた女性労働者Oさんの要求は、不当な雇止めの撤回と、継続雇用ですが裁判官の不当判決で無視されました。

日本通運は労働契約法18条により5年で無期転換権が発生する前日に、この法律の規制を免れる為、脱法行為を行いました。しかも地裁判決はメインである18条に一言も触れる事無く、Oさんが雇止めされる前年に、日本通運の上司が本人に嘘の説明で契約書に無理やりサインさせたことを有効とし、正当化したひどい判決でした。18条は労働者の雇用の安定を図ることが趣旨であるにも拘わらず、裁判官はこれも無視しました。19条は有期労働者の更新等で解雇4要件に当たらないものは、雇止めを認めず更新とみなすとしており、これに照らせば日本通運の不更新は無効に該当します。今回の地裁判決は日本通運の脱法行為を許し、非正規雇用労働者使い捨てのお墨付きを与えたものです。全員で、この不当判決に抗議の為、地裁正門に戻り裁判所に向けて怒りのシュプレヒコールを上げました。続けて原告のOさんから、労働者を泣き寝入りさせる不当判決を許さず高裁で闘う決意が述べられました。地裁、日本通運を許さず、今後もOさんを皆で支援しよう。(松下)

職場復帰を勝ち取るために控訴します！～一万人の皆様の署名が私の支えです～

私が日本通運の労契法18条の潜脱を訴えた裁判では、大変残念なことに敗訴と言う結果になりました。

しかし、今日の裁判長の判決は大企業である日本通運に忖度した会社本位の判決でした。というのも信じられないことに判決文には日通をえこひいきして事実を曲解した内容が多々書かれていたのです。

そして、何よりも許せないのは「有期契約労働者はどんなに使い捨てにしても良い」と解釈できる内容が書かれていたことです。同じ人間とも思えない、自分たちさえ良ければいいと言う考えが大企業の管理職のみならず、裁判所にもあったという事に愕然としました。

控訴するかどうかは私なりに悩みましたが、組合の方々や弁護士の先生方の助言もあり、控訴して裁判を続けることにしました。

今まで約1万の署名もあり沢山の方々から支援して頂いております。法律の主旨を逸脱する解釈は絶対に許されません。これからも真つ当な権利として職場に復帰することを主張して裁判に臨んでいきます。(Oさん)

銀座デモ、ユナイテッド闘争団と支援の仲間で貫徹！

ユナイテッド闘争勝利、コロナ解雇反対、弱者切り捨て反対として10月23日、築地川銀座公園に支援の仲間が続々集まり、京浜ユニオンからも7名が参加しました。

集会では、2016年にユナイテッド航空が史上まれにみる黒字経営の中で、日本の労働組合に所属する日本人客室乗務員を解雇しました。ユナイテッドの解雇は、労働者の生活と尊厳を奪い、日本の労働組合を潰し、人種差別が行われたが、これを絶対に許してはいけないと当該から力強い挨拶がありました。組合の弁護士からは一審の地裁判決は、普通だったら労働者が勝てる裁判であった。裁判で解雇4要件の裁判上の判断基準があるが、人員削減の必要性は全くなく、ずさんな判決だった。ユナイテッドの企業グループが合併前の過程で、アメリカの労働組合がすべての労働者を組織する為に、日本の労働組合全労に所属する日本人労働者をユナイテッドが排除した。地裁判決はムチャな判決だった。

解雇された労働者の頑張りや支援の仲間の力で、この壁を超える。高裁では3回の口頭弁論と、次回組合員の証人尋問が決定している。高裁での証人尋問は珍しく、裁判官が問題意識を持っているが、裁判官がどこの国の法律を適用するか考えている為、これを押し戻す為に、組合側から国際司法最前線の若手司法学者の意見書を提出することになっている。

闘争団の頑張りや支援の仲間との大衆運動で勝利していこうとの挨拶がありました。この銀座デモは会社と裁判所に必ずや大きな圧力になります。

集会後、デモは闘争団の横断幕を先頭にシュプレヒコールで解雇を撤回せよ、職場に戻せ、コロナ解雇反対、裁判所は不当判決を撤回しろと、会社と裁判所に向けて大きな声で訴えました。またコロナの中、社会が労働組合を求めている、労働組合に加盟して自分自身の身を守ってくださいとの訴えも街ゆく人々にアピールしました。今後も皆で引き続き支援しよう！





かわら版

Union No.

2020年11月1日

ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
3日(火) 13:30	国会正門前付 近	平和といのちと人権を！11・3 大行動(注意事項: 健康状態に留意して無理のない参加を。フィジカ ルディスタンスを確保しマスク着用をお願いします)
4日(水) 8:30	溜池山王14番 出口	ユナイテッド争議団 アメリカ大使館情宣行動
10日(火) 18:30	JAL 本社(「天 王洲アイル」駅 下車)	JAL 本社大包围行動 主催:JAL 国民共闘
10日(火) 開場 18:00 開始 18:30	大田文化の森 5階多目的室	謝れ！償え！福島原発事故 鎌田慧と国分富夫 大いに語る
15日(日) 9:00	西部池袋線地 下1階集合	京浜ユニオンハイキング 高麗の歴史を巡る旅
27日(金) 18:00-19:00	品川駅港南口	JAL 都内6駅頭宣伝行動
28日(土) 14:30	成田空港第1タ ーミナル駅集合	ユナイテッド争議団 第47次成田空港就労要求行 動
28日(土)15: 00 ~ 29日 (日)13:00	山口県岩国市 民文化会館、岩 国市長前広場	2020 岩国行動(28日 岩国基地などフィールドワ ーク、労働者反戦交流集会、反基地交流会。29日 岩国国際連帯集会、岩国基地デモ)

菅首相の日本学術会議への介入は許されない

日本学術会議は1949年に科学者同士の連帯強化と科学振興などを目的に設立された。210人の会員と2000人の連携会員で構成し、国内約87万人の科学者を代表する組織です。

首相が所管する行政機関で、政府に勧告や提言を行っている。会員は特別職の国家公務員になり、日本学術会議法は、学術会議の推薦に基づき、首相が会員を任命の任期は6年で、210人の半数の105人を3年ごとに選考する。原則として再任はなく、70歳で退職すると定めている。会員と連携会員が推薦する候補者が任命されなかった例はこれまでにない。

現会員らの推薦を基に選考委員会で議論。幹事会や総会の承認を経て、会長が首相に推薦した上で任命される。

職員約50人の人件費や事務費などに5億5千万円。国際的な学術会員の固定給はなく、年金制度もない。総会や分科会に出ると支給される手当は、会長は日額28800円、会員は19600円。手当の合計額は2020年の予算は7200万円。連携会員は1億300万円。交通宿泊費は別途支給。年度末には予算が不足し、辞退をお願いしている現状だそうだ。

会員任命の法解釈をめぐっては、昭和58年の参議院文教委員会で政府側が「形だけの推薦制であって、学会のほうから推薦をしていただいた者は拒否はしない」と答弁していて、平成16年の法改正の際にもこの解釈を踏襲していた形になります。

菅首相は10月5日、内閣記者会見のインタビューで「個別人事に関するコメントは控えたい。総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断した」と述べた。

任命拒否された6名の1人である立命館大学の松宮孝明教授は、「任命権があるから拒否権があるという理屈はなく、理由もなく拒否するのは憲法違反である」と述べている。

今回の任命拒否の理由も拒否基準もしめされていない。日本学術会議法とは別の選考基準があるとすれば、政治的人事介入だ。自主的で自由な学問的活動を妨害するものだ。

1930年代の天皇機関説事件や滝川事件のような戦前の軍事国家権力による言論の自由や学問の弾圧、軍が大学に出入りし、強引に科学者を軍事目的の研究に動員して、毒ガスや生物兵器の開発、人体実験などの非人間的な研究に向かわせた過去の歴史を繰り返させない為にも菅政権の暴挙を許してはいけない。

10月2日付けのツイッターの「日本学術会議への人事介入に抗議する」に25万人が応じた。学術会議の会員や連携会員から続々と反論や政府への批判がだされている。国会でも、立憲野党が菅首相に対し「説明責任をはたせ。拒否理由を示せ」と追及をしている。立命館大法科大学院の松宮孝明教授は「憲法に保障されている学問の自由と、学術会議の独立性を脅かす暴挙だ。そもそも彼らに選別できる能力は備わっていない」と強く批判した。(渡辺)

労働と貧困 2020 年 9 月(出所は朝日・毎日)

3 日 「フジオフードシステム」(大阪市)が経営するカフェ店のパート従業員らが不払いとなっている休業手当の支払いを求めて同日より 2 週間のストライキに入ったと発表した。

8 日 派遣先と期間内に合意すれば正規雇用される「紹介予定派遣」として任天堂で勤務していた女性保健師 2 人が上司との関係悪化を理由に正規雇用されなかったのは不当として会社を相手取り地位確認や損害賠償を求め、京都地裁に提訴。

8 日 厚労省の毎月勤労統計調査の 7 月分によると平均の現金給与総額 36 万 9551 円、所定外給与 1 万 6317 円、「特別に支払われた給与」10 万 6608 円、実質賃金 1・6%減。

10 日 厚労省によると国の 45 機関で働く人のうち障害者は 6 月時点で 2・83%。

11 日 厚労省と警察庁によると 8 月の自殺者数が 1849 人で、前年同月比 246 人増加。

14 日 東京ディズニーリゾートの正社員と嘱託社員の冬の賞与 7 割削減が判明。

15 日 厚労省によると今年の卒業生で就職内定を取り消された人は 8 月末で 174 人。

15 日 同一労働同一賃金を規定した旧労働契約法 20 条(不合理な労働条件の禁止)を根拠として賃金差別是正を訴えてきたメトロコマースの女性労働者たちの裁判の最高裁での判断を前に、千代田区の最高裁南門前で最高裁前アクションが行われた。約 50 人が参加、「世界に恥じない判決を」などと訴えた。

17 日 テレビ東京制作の労働者が長期間連続勤務による適応障害で 6 月に労災認定。

24 日 厚労省によるとコロナによる被解雇者が 23 日時点で 6 万 439 人となった。

29 日 国税庁によると民間労働者の 2019 年の平均給与は前年比 4 万 3 千円(約 1・0%)減の 436 万 4 千円で 7 年ぶりに減少に。従業員数 99 人以下の中小事業所で平均給与が前年比約 4~5%減。男性 540 万円で前年比 1・0%減、女性 296 万円で同 0・8%増。正規労働者 503 万円でほぼ前年と同額、非正規労働者 175 万円で 2・5%減。

30 日 コロナ関連の労災保険申請が 9 月下旬で 1300 件を超え、厚生労働省は審査を終えた 685 件をいずれも労災に認定した。

10 月 2 日 総務省によると 8 月の完全失業率 3・0%、完全失業者 205 万人。仕事はあるが休業中 216 万人。厚労省によると有効求人倍率 1・04 倍で 8 カ月連続悪化。(迫田)